

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

綾町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県東諸県郡綾町

3 地域再生計画の区域

宮崎県東諸県郡綾町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は2012年の7,589人をピークに減少しており、2020年4月には7,236人まで落ち込んでいる（住民基本台帳）。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には2015年比で総人口が約80%となる見込である。

本町の自然増減について、出生・死亡数の推移を見ると、2000年は、出生数46人に対して死亡数76人と30人の自然減、2018年は出生数61人に対して、死亡数103人と42人の自然減と、20年以上自然減が続いており、今後の超高齢化社会を迎えるにあたり、なお一層厳しい減少が予測される。

社会増減については、本町では近年社会減が続いており、特に進学や就職により15歳から24歳までの若年層において転出超過となっている。平成30年度の純移動数では、10代・20代の男性がマイナス11人、女性がマイナス20人と本町の人口動態への影響は大きい。

本町の産業別従業者の状況は、基幹産業である農業が最も多く全体の22%を占め、次いで製造業（14.3%）、医療・福祉分野（13.6%）、卸売・小売業（10.5%）となっている。本町の市町村内総生産額の推移は、2010年の259億円から、2016年は236億円と23億円の減少となっており、人口減と共に様々な産業の不活発化と労働力不足が発生している。

今後更に人口減少が進展すると、地域産業の生産性低下と労働市場の縮小、地域コミュニティの低下、公共交通網の規模縮小、日常の買い物や医療など生活に不可

欠なサービスの低下、社会保障に係る将来の財政負担の増大など、町民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標Ⅰ 良好な生活機能を確保する
- ・基本目標Ⅱ 良好な就業環境を確保する
- ・基本目標Ⅲ 魅力ある価値を創出する
- ・基本目標Ⅳ 地域特性に合った社会基盤を確保する

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	子育て環境の充実度	85.0%	90.0%	基本目標Ⅰ
	医療体制（地域医療・休日医療など）の充実度	57.2%	60.0%	
	高齢者が生き生きと暮らしていると思う人の割合	44.2%	50.0%	
	防災体制の満足度	47.2%	55.0%	
	協働で行なわれている事業の数	130件	135件	
	町が関与した移住世帯の3年後の定着率	66.6%	76.0%	
イ	認定新規就農者数	10人	10人	基本目標Ⅱ
	町内事業所従業者数（総数）	2,588人	2,302人	

ウ	観光産業の振興が図られていると思う人の割合	40.9%	45.9%	基本目標Ⅲ
エ	道路網整備充実についての満足度	46.9%	55.0%	基本目標Ⅳ

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

綾町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 良好な生活機能を確保する事業
- イ 良好な就業環境を確保する事業
- ウ 魅力ある価値を創出する事業
- エ 地域特性に合った社会基盤を確保する事業

② 事業の内容

- ア 良好な生活機能を確保する事業

（ア）子育て支援の充実

- 結婚や妊娠・出産における出会いの場創出、地域の保育環境、企業の組織風土、妊娠や出産に関する情報提供など、若い世代が、結婚し、生み育てたいと思う個人の気持ちを後押しできるように、選択の幅を広げる事業。
- 結婚や子育てに対する満足度を高め、子どもたちにも幸せの実感が生まれる循環を作り出す事業。
- 親になるための育児法を学ぶ機会の提供や経済的な支援など、子育てを社会全体で支える環境を形成する事業。
- ライフスタイルの多様化に対応するため、充実した情報や利用しやす

い環境を整備する事業。

- 学校と地域やNPO等の多様な主体が連携した子育ての支援体制を構築する事業。
- 子どもたちに伝わっていない地元の魅力的な資源や産業を教育カリキュラムの中で提供し、地域への愛着や関心を高める事業。

(イ) 医療・福祉の充実

- 健康増進と予防に重点を置いた取組を推進する事業。
- 様々な福祉の相談体制や支援体制を確保し、高齢者の地域での生活を継続して支える「地域包括ケアシステム」の深化と「地域共生型社会」の構築に資する事業。
- 医師や看護師を確保するため、有資格者の地元での就職を促す取組を進める事業。
- 産後の母親の心と体をケアする医療環境に関する事業。
- 介護職を確保するための労働環境や雇用条件の改善、新規就業につながる取組に関する事業。
- 施設サービスから在宅サービスへのシフトが進展し、医療系サービスの利用が増加する中、将来の供給過多に対応するための一定の調整機能や既存ストックの有効活用を進める事業。
- 高年者クラブのあり方や、行政、地域、企業、NPOなど多様な主体が連携し、高齢者の生きがいの場を創出する事業。

(ウ) 居住環境の充実

- 複雑・多様化する地域課題を解決するために、地域活動等を担う人材の育成を図り、多様な主体が連携して取り組んでいく事業。
- 消防団、地域まちづくり推進委員会やNPO法人などの多様な活動主体が協力して、自立性の高い地域コミュニティの形成や地域活動の維持と発展のために取り組む事業。
- 女性や高齢者の社会参加を促し、子育てや高齢者のふれあいなど地域福祉に係る活動を推進する事業。
- 空き家対策と地域施策との連携を図る事業。
- 民間と連携しながら、公的不動産の利活用を図っていく事業。
- 地元の若者が定着できる定住対策を推進し、ひいては移住者の増加につなげていく事業。
- 雇用の受け皿と住居の確保のため、行政、不動産業者、ハローワーク、企業、農業関係者など多様な機関が連携して、移住希望者が求める情報を適切に提供する事業。
- 地産地消のエネルギー政策を推進する事業。
- エネルギーマネジメントシステムを構築し、域内における多様なエネルギーを効率的に活用する事業。

イ 良好な就業環境を確保する事業

(ア) 人材の育成

- 教育機関と地元の企業との連携により、従業者のスキルアップや雇用条件を改善するなど、地域や企業ニーズに合った人財を育成し、若者の地元定着を図る事業。
- 将来の就業を意識した教育を提供し、専門技術等を有する人財の育成につなげる事業。
- 企業のマネジメント層の人財を育成する環境を整備するとともに、企業の経営者の経営に対する認識やノウハウを高めていくことを支援し、将来にわたって担い手を確保する事業。
- 農業の生産性を向上させるシステムを構築し、農業後継者を含めた新規就農者の確保を図る事業。
- 農業ができるシステムを広域で構築し、農業の生産基盤を維持・向上させていくために、農業所得を上げる事業。
- 大学等との連携により、健康増進を推進する取組やヘルスケア産業を育成していく事業。
- 医療や福祉に携わる専門職の育成と確保に関する事業。
- 勤続年数や現金給与額等を考慮し、労働環境や雇用条件の改善が図られるよう働きかける事業。
- 経済効果を生む観点からの観光戦略に関する事業。
- 質の高いサービスが提供できる人財や幅広い視点から観光をコーディネートできる人財の育成に関する事業。

(イ) 雇用の場の創出

- 若者の地元への定着を促し、地域経済を維持・成長させていく事業。
- 給与などの待遇面の雇用環境を改善するとともに、雇用の受け皿を確保し、生産人口の増加や女性・高齢者の活躍の場を創出していく事業。
- 人口減少が進行する中で、地域経済を維持・成長させていくための、生産性と効率化を併せ持ったシステムの構築に関する事業。
- 官民における創業支援機関の連携・支援体制を構築し、新たな産業や価値を生み出す事業。
- 外貨を獲得するため、異業種間の交流等を促進する機会や場を創出する事業。
- 生産性の低い分野とのマッチングにより、生産性の向上に取り組むとともに、新たな市場の開拓につながる事業。
- 男性の育児参加や長時間労働の是正のほか、テレワークや短時間労働など多様な働き方が可能になるよう条件整備に努め、ワーク・ライフ・バランスの普及に資する事業。

ウ 魅力ある価値を創出する事業

(ア) ブランド力の向上

- 認知度や消費額の相関係数などを明確にし、ユーザー分析を行った上で、ターゲットを限定し、見せ方をはじめ、適切な時期に適切な場所

で、情報発信を行い、ブランドの構築に資する事業。

- 異業種間連携と販売体制の確立に資する事業。
- 無料公衆無線LAN環境の整備、多言語への対応、二次交通の充実、決済環境の改善、免税品目の拡大等に企業、店舗等と連携するなど、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資する事業。
- 回遊性や滞在性を高める広域的な観光地域づくりのほか、観光資源のブラッシュアップや魅力ある商品開発などに努め、旅行業や宿泊業だけでなく、農林水産業や小売業、交通事業者まで経済効果を波及させる事業。
- 都市と農村の交流や二地域居住の促進など、交流人口の拡大に資する事業
- 認知度の高いプロスポーツキャンプの誘致など継続して取り組み、情報発信するとともに、話題性を演出する事業。
- 他の産地との差別化を図り、栄養・機能性成分からアプローチするなど、これまでと異なる付加価値の高め方をさらに研究し農産物のブランドの確立に関する事業。
- 高い鮮度を維持したまま輸送するためのコールドチェーンの確立に関する事業。
- 購買意欲を高めるデザイン等を取り入れ、生産者と現地のバイヤーを結びつけるとともに、国内外の市場への農産物の加工品の販路を拡大する戦略の確立に関する事業。

エ 地域特性に合った社会基盤を構築する事業

(ア) 広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備

- 近隣市町に整備された高速道路インターチェンジや鉄道駅、空港、港湾を利用した良好なアクセス性の確保に関する事業。
- 県道の交通混雑の緩和や交通ネットワークの強化に関する事業。
- 高齢者をはじめとした交通弱者にとって特に必要不可欠なバス路線の維持・存続に関する事業。
- 地域の発展や産業・観光面での競争力の強化、地域生活の利便性向上のため、交通基盤の整備を進めるとともに、住民が自由かつ容易に移動することができる、効率的で利便性の高い交通体系を確立し、時代と地域のニーズに合った交通手段の確保に資する事業。

*なお、詳細は「第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000 千円（2020 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度 5 月～8 月に 2 回の外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに綾町公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで